

## 市報第5号 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部改正についての専決処分報告

### 1 趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成30年4月1日施行。以下「省令」という。）が、平成30年3月22日に公布されました。

そこで、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成30年3月30日に市長において専決処分を行いました。

つきましては、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものです。

### 2 市長専決により改正した条例

- (1) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「地域密着型サービス事業基準条例」という。）
- (2) 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成29年6月横浜市条例第27号。以下「一部改正条例」という。）

### 3 改正内容

#### (1) 地域密着型サービス事業基準条例

##### ア 指定申請者に「病床を有する診療所を開設している者」を追加【第4条】

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、全国的に事業所数が少なく、サービス供給量を増やすことが課題となっています。

看護小規模多機能型居宅介護への参入促進が図られるよう、現行、「法人のみ」が看護小規模多機能型居宅介護の指定申請ができることになっているものを、「法人格のない有床診療所の開設者」も指定申請ができるように、介護保険法施行規則が改正されました。これに合わせ、本市条例も同様の改正を行いました。

##### イ 訪問介護員等の資格要件に関する規定を追加【第6条、第17条、第47条】

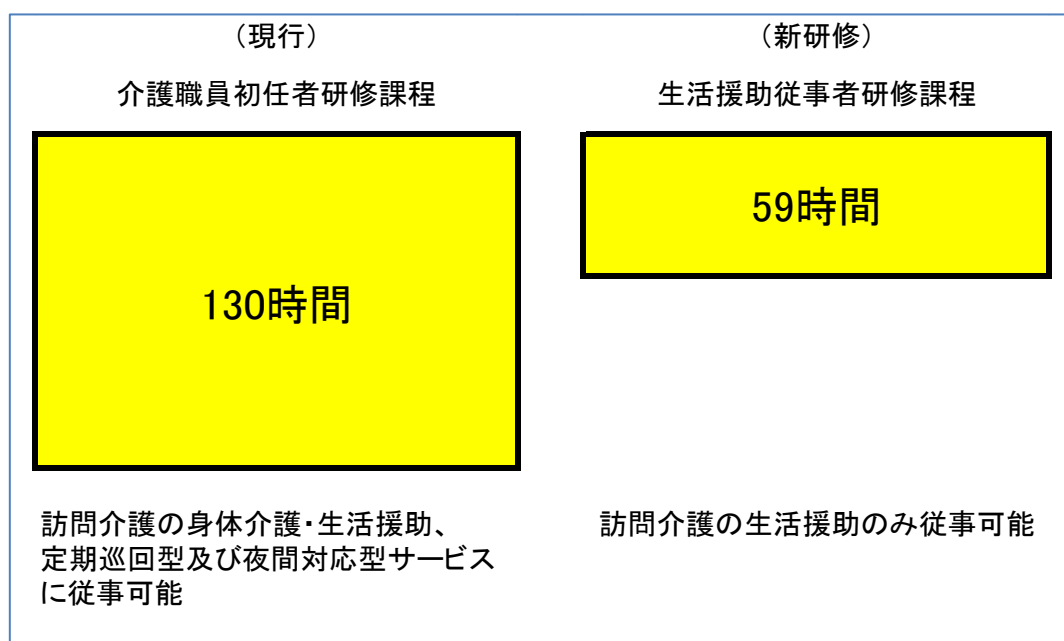
訪問介護には、要介護者の身体に触れて介護を行う「身体介護」と、洗濯・調理等の日常生活の援助を行う「生活援助」がありますが、いずれも介護福祉士のほか、「介護職員初任者研修課程（130時間）」の修了者が行うこととなっていました。

介護サービスを提供する人材不足が喫緊の課題となっている中、訪問介護の人材の裾野を広げて担い手を確保するために、新たに研修期間の短い「生活援助従事者研修課程（59時間）」が創設されました。（裏面参照）

今回の改正により、「生活援助従事者研修課程」の修了者は、訪問介護のうち、生活援助を担うことができるようになります。

主に身体介護を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員等については、従来どおりの資格要件とするよう、該当の条文に「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。」という文言を追加しました。

【参考】訪問介護員等に係る研修課程について



(2) 一部改正条例【附則第2項及び第3項】

平成26年度までに主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対する主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）受講について経過措置<sup>※1</sup>が設けられており、経過措置期間内に更新研修を修了した場合には、通常定められた5年間の期限のうちに受講すべき最初の更新研修を修了したものとみなすこととされています。

しかし、この規定は、経過措置期間内に更新研修を「修了した場合」に適用されると規定されていることから、主任研修の修了日から5年を経過した日以後の期間について、更新研修を修了していない段階では、経過措置の適用規定を満たしておらず、主任介護支援専門員には当たらないこととなります。

今回の省令改正において経過措置対象者は、経過措置期間内までに更新研修を修了することを前提として、経過措置期間内はその者を主任介護支援専門員として扱うために、更新研修の受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは、主任介護支援専門員とみなすこととするものです。

（参考：主任介護支援専門員の更新期間における経過措置期間の概念図（P.6））

※1：経過措置規定は次のとおりです。

主任研修の修了時	経過措置満了日
平成23年度までに主任研修を修了した者	平成31年3月31日まで
平成24年度から平成26年度までに主任研修を修了した者	平成32年3月31日まで

4 条例の施行日

平成30年4月1日

## 1 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者)</p> <p>第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する条例で定める者は、<u>法人であって、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。</u></p>	<p>(法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者)</p> <p>第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。</u>とする。</p> <p><u>2 前項の法人は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(以下「暴力団等」という。)であってはならない。</u></p> <p><u>3 第 1 項の病床を有する診療所を開設している者は、暴力団等又は横浜市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等であってはならない。</u></p>
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第 6 条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(第 2 号から第 4 号まで省略)</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第 6 条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者 <u>(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)</u>をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p> <p>(第 2 号から第 4 号まで省略)</p>

改正前	改正後
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が <u>介護保険法 施行規則 (平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u> 第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者(以下この章において「オペレーションセンター従業者」という。)を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 <u>(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)</u>をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者（以下この章において「オペレーションセンター従業者」という。）を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p> <p>(第2項省略)</p>

○「地域密着型サービス事業基準条例」第6条及び第47条で引用している  
「介護保険法施行規則」 該当箇所

改正前	改正後
(研修の課程) 第22条の23 <u>令第3条第1項各号</u> に掲げる研修(以下この条から第22条の29までにおいて「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程とする。	(研修の課程) 第22条の23 <u>令第3条第1項第1号イ及びロ</u> に掲げる研修(以下この条から第22条の29までにおいて「研修」という。)の課程は、介護職員初任者研修課程 <u>及び生活援助従事者研修課程</u> とする。

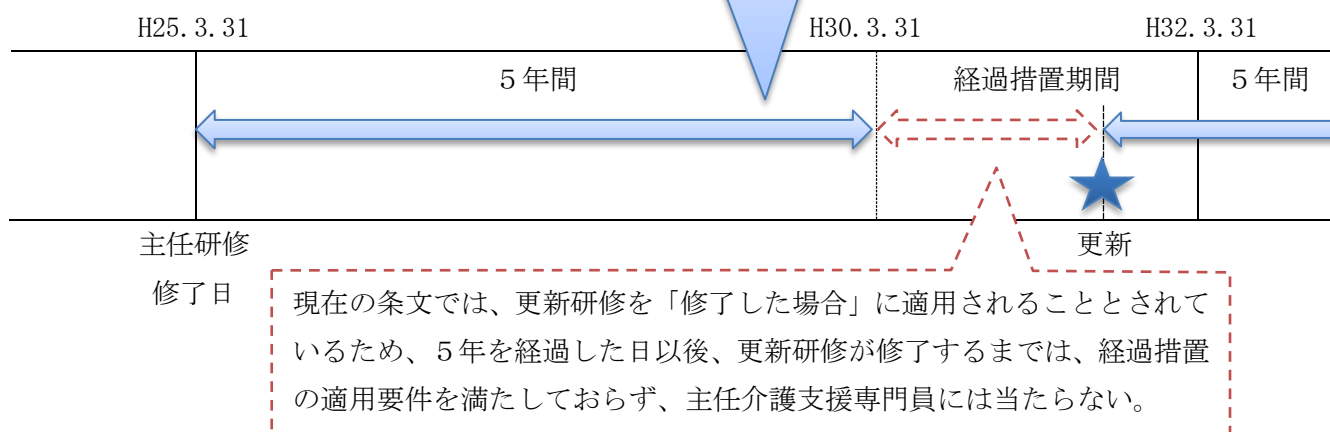
2 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

改正前	改正後
(経過措置) 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、 <u>省令第140条の66第1号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修(省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)を修了している</u> ものとみなす。	(経過措置) 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る <u>最初の主任介護支援専門員更新研修(同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であつて、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日(以下「経過日」という。)までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。)</u> については、 <u>同号の規定にかかわらず</u> 、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、 <u>経過日までの間に修了した</u> ものとみなす。
3 前項の規定により <u>省令第140条の66第1号イ(3)に規定する日</u> までの間に <u>主任介護支援専門員更新研修を修了している</u> ものとみなされた者に係る最初の <u>主任介護支援専門員更新研修(主任介護支援専門員更新研修であつて、この条例による改正後の横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受けるもののうち最初のものをいう。以下同じ。)</u> 以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。	3 前項の規定により経過日までの間に <u>最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した</u> ものとみなされた者に係る最初の <u>主任介護支援専門員更新研修以外の省令第140条の68第1項第2号に規定する</u> 主任介護支援専門員更新研修については、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

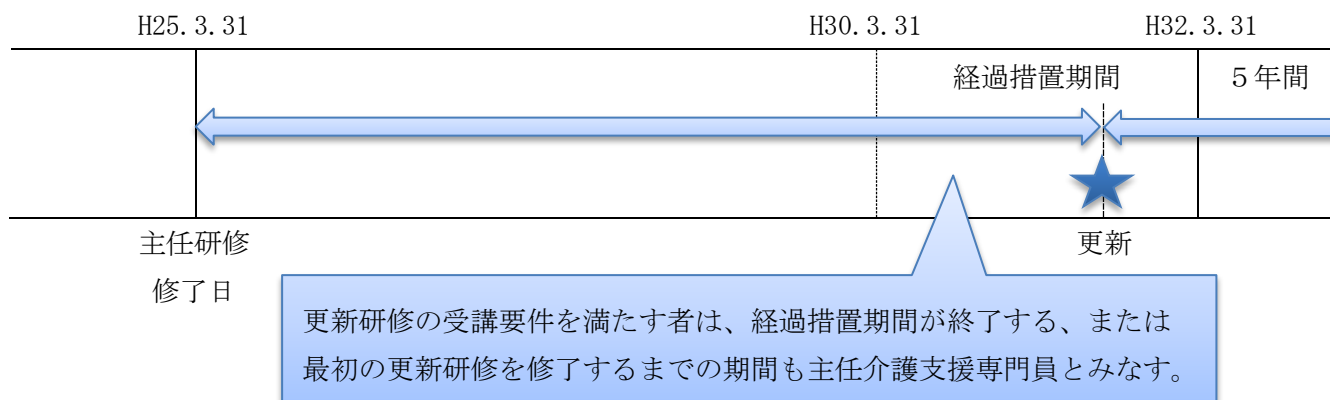
**【参考】主任介護支援専門員の更新期間における経過措置期間の概念図**

《改正前》

主任介護支援専門員は、主任研修の修了日から5年を経過するまでに更新研修を修了する必要があるが、26年度までに主任研修を修了している者に対しては、経過措置期間が規定されている。



《改正後》



**【凡例】**

主任介護支援専門員研修：主任研修

主任介護支援専門員更新研修：更新研修（記号：★）